

平成26年度第7回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成27年3月2日(月) 午後2時～午後2時50分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 水野春巳

委員 坪井清夫 東海林宗義 安藤保信

(2) 事務局

書記 牛田彰和 林真吾 佐々聖尚

4 議題

定時登録について

愛知県議会議員一般選挙の執行について

豊山町議会議員一般選挙の執行について

5 会議資料

議案第35号 選挙人名簿に登録する者を定めること

議案第36号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第37号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること

議案第38号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第39号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること

議案第40号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第41号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第42号 投票所を定めること

議案第43号 期日前投票所を定めること

議案第44号 開票の場所及び日時を定めること

議案第45号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

議案第46号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

議案第47号 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること

議案第48号 選挙長及び同職務代理者を選任すること

議案第49号 開票事務と選挙会事務を合同すること

- 議案第50号 選挙会の日時及び場所を定めること
- 議案第51号 投票用紙の色及び文字の色を定めること
- 議案第52号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること
- 議案第53号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること
- 議案第54号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること
- 議案第55号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること
- 議案第56号 投票所を定めること
- 議案第57号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること
- 議案第58号 期日前投票所を定めること
- 議案第59号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること
- 議案第60号 選挙立会人を定めるくじの場所、時間を定めること
- 議案第61号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

6 議事内容

書記： ただ今より平成26年度第7回豊山町選挙管理委員会を開催いたします。本来ですと、総務部長と総務課長が出席するところではありますが、第1回定例会に出席していますので、私が司会を務めさせていただきます。

初めに、委員長からごあいさつをいただきます。委員長よろしくお願いたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。来月4月には愛知県議会議員一般選挙と豊山町議会議員一般選挙が執行される予定です。その折には皆様方にご協力をいただきますので、よろしくお願いたします。本日の委員会の議題は、選挙人名簿の定時登録と、愛知県議会議員一般選挙及び豊山町議会議員一般選挙の執行についてでございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上をもちまして、あいさつとさせていただきます。

書記： ありがとうございます。議事の取り回しを委員長にお願いいたします。

委員長： 本日の議案は27件です。事務局に議案第35号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について説明を求めます。

事務局： 議案第35号 選挙人名簿に登録する者を定めること。平成27年3月2日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めてよろしいでしょうか。(選挙人名簿の抄本を回覧。人数を資料により説明。)

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員：（なし）

委員長： 議案第35号に関し、賛成者の挙手を求めます。

委員：（全員挙手）

委員長： 全員賛成と認めます。

次に愛知県議会議員一般選挙の執行について、関連がありますので一括して事務局に議案第36号から議案第46号までの説明を求めます。

事務局： それでは、議案第36号から順にご説明いたします。

議案第36号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること。平成27年4月12日執行予定の愛知県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法第144条の2第8項及び愛知県議会の議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条の規定に基づき定める必要がありますので、別紙のとおり定めてよろしいでしょうか。なお、区画数は8区画とする旨、県から通知がきております。

議案第37号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること。公職選挙法第23条の規定に基づき平成27年4月2日に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧するものです。縦覧日は1日間としています。

議案第38号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第61条及び同法施行令第67条の規定に基づき、開票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任してよろしいでしょうか。

議案第39号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること。公職選挙法第175条第3項の規定に基づき、候補者の氏名等の掲示順序を定める必要がありますので、記載のとおり実施してよろしいでしょうか。また、当日は委員長にお願いしたいと思っております。

議案第40号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第37条及び同法施行令第24条の規定に基づき、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任してよろしいでしょうか。なお、職務代理者については、現在選考中であります。職務代理者が決まりましたら、委員の皆様にご報告いたします。

議案第41号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第48条の2第2項及び同法施行令第49条の7の規定に基づき、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任してよろしいでしょうか。なお、土日の投票管理者及び同職務代理者については、現在選考中であります。土日の投票管理者及び同職務代理者が決まりましたら、委員の皆様にご報告いたします。

議案第42号 投票所を定めること。公職選挙法第39条の規定に基づき、

投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第43号 期日前投票所を定めること。公職選挙法第48条の2第3項の規定に基づき、期日前投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第44号 開票の場所及び日時を定めること。公職選挙法第63条及び第64条の規定に基づき、開票所の場所及び日時を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第45号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること。公職選挙法第62条の規定に基づき、開票立会人を定める必要がありますので、記載のとおりくじの場所、時間を定めてよろしいでしょうか。ただし、10人以内であれば実施いたしません。

議案第46号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること。不在者投票の告示前の発送の日を記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

以上でございます。

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

(質疑なし)

議案第36号から議案第46号までについて、賛成の方の挙手を求めます。

委員： (全員挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。

次に豊山町議会議員一般選挙の執行について、関連がありますので一括して事務局に議案第47号から議案第61号までの説明を求めます。

事務局： 議案第47号 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること。豊山町議会議員一般選挙は平成27年4月26日に執行し、その告示する日を4月21日としてよろしいでしょうか。

議案第48号 選挙長及び同職務代理人を選任すること。公職選挙法第75条及び同法施行令第80条の規定に基づき、選挙長及び同職務代理人を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任してよろしいでしょうか。

議案第49号 開票事務と選挙会事務を合同すること。公職選挙法第79条の規定に基づき、開票事務と選挙会事務を併せて行うことができますので、選挙会場において選挙会の事務を行ってよろしいでしょうか。

議案第50号 選挙会の日時及び場所を定めること。公職選挙法第78条の規定に基づき、選挙会の日時及び場所を決める必要がありますので、記載のとおり開催してよろしいでしょうか。

議案第51号 投票用紙の色及び文字の色を定めること。公職選挙法第45条第2項の規定に基づき、投票用紙の色及び文字の色を定める必要があります

ので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第52号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること。平成27年4月26日執行予定の豊山町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法第144条の2第8項及び豊山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第2条第3項の規定に基づき定める必要がありますので、別紙のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第53号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること。平成27年4月26日執行予定の豊山町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の掲示区画を、豊山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程第3条第1項の規定に基づき定める必要がありますので、24区画と定めてよろしいでしょうか。

議案第54号 選挙人名簿の縦覧の日を定めること。公職選挙法第23条の規定に基づき平成27年4月20日に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成27年4月21日に縦覧するものです。縦覧日は1日間としています。

議案第55号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること。公職選挙法第175条第3項の規定に基づき、候補者の氏名等の掲示順序を定める必要がありますので、記載のとおり実施してよろしいでしょうか。また、当日は委員長にお願いしたいと思います。

議案第56号 投票所を定めること。公職選挙法第39条の規定に基づき、投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第57号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第37条及び同法施行令第24条の規定に基づき、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任してよろしいでしょうか。なお、職務代理者については、現在選考中であり、職務代理者が決まりましたら、委員の皆様にご報告いたします。

議案第58号 期日前投票所を定めること。公職選挙法第48条の2第3項の規定に基づき、期日前投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第59号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第48条の2第2項及び同法施行令第49条の7の規定に基づき、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任してよろしいでしょうか。なお、土日の投票管理者及び同職務代理者については、現在選考中であり、期日前投票管理者及び同職務代理者が決まりましたら、委員の皆様にご報告いたします。

議案第60号 選挙立会人を定めるくじの場所、時間を定めること。公職選

挙法第76条において準用する公職選挙法第62条第2項の規定に基づき、選挙立会人を定める必要がありますので、記載のとおりくじの場所、時間を定めてよろしいでしょうか。ただし、10人以内であれば実施いたしません。

議案第61号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること。不在者投票の告示前の発送の日を記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

以上でございます。

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員： ポスター掲示場の掲示区画の数について、基準はありますでしょうか。

事務局： 豊山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程第3条の規定により、選挙の都度委員会で定めるとあります。

委員長： 他にありますでしょうか。ないようですので、ここで採決に入ります。議案第47号から議案第61号までについて、賛成の方の挙手を求めます。

委員： (全員挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。以上で、本日の議案は終わりました。その他で、なにかありましたら、お願いします。

事務局： 本日議決いただいた選挙人名簿に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県に報告いたします。また、選挙人名簿登録者数に基づき、町の条例の制定改廃や、町の監査委員への監査請求などの直接請求をする場合の必要署名人数の告示を行います。

愛知県議会議員一般選挙の告示日は、4月3日(金)です。当日の午後6時には、氏名等の掲載の順序を決めるためのくじを行いますので、委員長よろしくお願いたします。期日前投票の期間は、4月4日(土)から4月11日(土)までです。冒頭に話のありました4月6日(月)と4月7日(火)については、坪井委員と東海林委員の交代をお願いいたします。

投票所の点検は、4月10日(金)午後3時30分頃に役場2階の会議室に集合していただき、各投票所の点検を行います。

豊山町議会議員一般選挙の告示日は、4月21日(火)です。候補予定者への事前説明会を3月25日(水)の午後2時に開催しますので、委員全員の出席をお願いいたします。書類の事前審査は4月14日(火)、車両検査は4月15日(水)に行う予定です。なお、4月14日(火)、4月15日(水)につきましては、事務局のみの対応となります。告示日の4月21日(火)は、朝8時30分から立候補受付を行いますので、委員の皆様に出席をお願いいたします。また、午後6時には、氏名等の掲載の順序を決めるためのくじを行いますので、委員長よろしくお願いたします。期日前投票の期間は、4月22日(水)から4月25日(土)までです。投票所の点検は、4月24日(金)午後3時3

0分頃に役場2階の会議室に集合していただき、各投票所の点検を行います。
4月26日（日）の当選者の確定後、当選者への当選告知を行います。委員の
皆様で分担して当選告知を配りに行きますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

委員長： 以上で本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成26年度第7
回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作
成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成27年3月2日

委員長	水野春巳
委員	坪井清夫
委員	東海林宗義
委員	安藤保信